

【様式 1-3】 ご提出いただく書類について
※証明書等は原本のご提出をお願いしております

①被相続人（家屋に居住し、亡くなられた方）の住民票の写し

➡亡くなられた方の住民票の除票の写し（原本）をご提出お願いします。住民票の除票に記載された住所が、当該家屋の所在地と同じであることをご確認ください。家屋の所在地以外が住所（親族の自宅等）であった場合は、確認書の発行ができない場合がございますので予めご了承ください。

ただし、老人ホーム等に入所していた場合については、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、追加書類が必要です（【1-1】から【1-3】いずれの譲渡方法でも共通）。」
をご確認ください。

②申請被相続人居住用家屋の相続人（相続を受けた方全員）の住民票

➡被相続人居住用家屋（亡くなった方が住んでいた家屋）を、相続した相続人全員の住民票の写し（原本）をご提出お願いします。なお、住民票は、相続人が相続開始の直前から譲渡した時まで家屋に居住していなかったことを確認するため、家屋の譲渡後に取得した住民票が必要です。

③申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の売買契約書のコピー等

➡相続した家屋（土地含む）の譲渡日（引き渡した日）を確認するため、売買契約書等のコピーをご提出お願いします。なお、売買契約書等で譲渡日が確認できない場合は、登記事項証明書等（その譲渡の時期を確認できるもの）が必要です。

④相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は（1）、取壊し、除却又は滅失の場合は（2）のいずれか

➡相続人の人数を確認するため、1名が単独で相続した場合も必要です。

当該家屋をそのまま譲渡後、耐震基準を満たした場合は、（1）として建物と土地の登記事項証明書等をご提出ください。

当該家屋をそのまま譲渡後、解体し更地になった場合は、（2）として建物の閉鎖事項証明書と土地の登記事項証明書等をご提出ください。

なお、登記事項証明書の提出が難しい場合（未登記等）や換価分割の場合は、遺産分割協議書等をご提出お願いします。

【様式 1-3】ご提出いただく書類について

※証明書等は原本のご提出をお願いしております

⑤申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」又は「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(1)、取壊し、除却又は滅失の場合は(2)のいずれか

➡当該家屋をそのまま譲渡後、耐震基準に適合した又は取壊しされ更地になった日にちを確認します。

当該家屋をそのまま譲渡後、耐震基準を満たした場合は、(1)として、耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び当該家屋が耐震基準に適合した日(耐震改修工事の完了日)が分かる書類として工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等をご提出ください。

当該家屋をそのまま譲渡後、解体し更地になった場合は、(2)として、建物の閉鎖事項証明書をご提出ください。建物が未登記の場合は、取壊し等をした時期及び対象を確認できる解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等をご提出ください。

⑥申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却または滅失の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下のいずれか

➡居住者が亡くなってから譲渡した日まで何にも使用していないことを、(1)から(3)のいずれかの書類で確認します。

(1)は、居住者(被相続人)が亡くなってから譲渡した日までに、電気や水道等のライフラインの使用が中止されたこと(閉栓日や使用中止日)が確認できる書類が必要です。該当する書類があるかは、契約していた会社や料金の支払い先にお問合せください。

(2)は、当該家屋の相続人と媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、取壊しの予定があることを表示している広告等が必要です(宅地建物取引業者のホームページにて、広告が掲載されている場合は、そのページを印刷したもの)。

(3)は、当該家屋が本市の空き家バンクに登録していることが確認できる書類等によって確認できる場合がありますので、お問い合わせください。なお、本市では、空き家バンクに登録していなかった場合、その他の書類では確認いたしかねますので、(1)または(2)の書類をご準備ください。

【様式 1-3】 ご提出いただく書類について
※証明書等は原本のご提出をお願いしております

⑦申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー

➡申請を行うのは売主ですが、譲渡後に耐震改修工事・解体（以下 工事）は買主が実施します。譲渡後、買主が期間内に工事等を実施しなかった場合は、売主に非がない場合であっても確認書の発行はできません。そのため、契約時に特約等で工事を行うことを定めることで、売主と買主間のトラブルを未然に防ぐことが想定されています。なお、売買契約書等で特約等が確認できない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、確認書を交付することができます。